様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	八千代市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/20504/page200004.html

執行機関名　八千代市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	八千代市市営住宅等管理条例(平成9年八千代市条例第26号)による市立住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)別表第1第2欄第6の項 八千代市市営住宅等管理条例(平成9年八千代市条例第26号)による市立住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第1条	八千代市市営住宅等管理条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条　この条例は，公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により，市営住宅及び共同施設並びに市立住宅（以下「市営住宅等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八千代市市営住宅等管理条例(平成9年条例第26号)，八千代市市営住宅等管理条例施行規則（平成10年規則第3号）